公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部改正に係る意見募集の結果について

令和７年９月３０日
国土交通省　大臣官房
技術調査課
公共事業調査室

国土交通省では、令和７年８月１８日（月）から 令和７年９月１日（月）までの期間において、「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部改正」について意見募集を行いました。寄せられた御意見及びそれに対する考え方を「別紙」のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

今回の意見募集に当たり、御協力いただきました皆様方に厚く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます 。

１．実施方法

（１）意見募集期間：令和７年８月１８日（月）から 令和７年９月１日（月）

（２）周知方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）

（３）意見提出方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォームの利用、電子メール、ＦＡＸ及び郵送

２．意見数

提出意見 ２件

３．お問合せ先

国土交通省　大臣官房　技術調査課　意見募集担当
電話番号 ０３－ ５２５３－８１１１（内線 ２２３５４）
国土交通省　大臣官房　公共事業調査室　意見募集担当
電話番号 ０３－ ５２５３－８１１１（内線 ２４２９６）

（別紙）

「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部改正」
に寄せられたご意見とご意見に対する考え方

番号	ご意見	ご意見に対する考え方
1	【ご意見】 ・この改正案自体には私としては異論はありませんが、PDFに記載された改正案が途中から非常に見づらくなっており（3ページ目、4ページ目について、どちらが改正後なのかどうかがわからない）、PDFをわかりやすく修正してから、再度パブリックコメントを行い、改正を再度検討すべきかと考えます。	・「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程の一部改正」の主旨に対する意見ではないと考え、回答は差し控えさせていただきます。
2	【ご意見】 ・「確認すべき資格付与試験等の要件」における「土木分野で利用する情報システムに関する知識を有するものであること」には、道路、河川、下水道等の各事業における情報システム・ネットワークシステムに関する調査、企画、立案、システム設計、管理などに関する事項を含むものとしていただきたい。 【理由】 ・社会資本の整備・維持管理において、ICTやBIM/CIMなど情報システムの活用が不可欠になっています。 このような業務にRCCM（建設情報部門）を対象資格として頂くことで、情報利活用に精通した技術者を確保し、効率的な維持管理・更新計画の策定が可能になることからRCCM（建設情報）として定めている部門の内容を含むものとしていただきたいため。	・「確認すべき資格付与試験等の要件」については、登録規程の別表において示すほか、今後公募を行う際に公表を予定している「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格　登録申請の手引き」で示すこととしております。